

いわての学び希望基金「大学等進学支援一時金」の申請手続きについて

「いわての学び希望基金」を活用し、東日本大震災津波により被災した一定の所得未満の世帯の高校生等に対して、大学等への進学に必要な経費を給付しており、令和7年度も同様に実施する予定です。

1 給付対象者は、次の(1)～(4)の全てに該当する方です

- (1) 県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）、公立特別支援学校（高等部）及び高等専門学校を卒業し、大学、短期大学、専門学校、高等学校の専攻科等に進学した者
- (2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が85,500円未満の世帯の者
- (3) 東日本大震災津波により次に掲げるいずれかの被害を受けた者
 - ア 住居の全壊又は半壊
 - イ 住居の全焼又は半焼
 - ウ 住居の流失
 - エ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など
 - オ 平成23年4月に原子力災害対策本部長が指示した警戒区域又は計画的避難区域からの避難のための立退き
- (4) いわての学び希望基金、東日本大震災みやぎこども育英基金、福島県東日本大震災子ども支援基金による奨学金又はこれらと同種の奨学金を受給していない者

2 給付金額等は次のとおりです

区分	給付金額	申請時期	給付時期
自宅通学者	30万円	入学した月の初日から 翌月の末日まで	申請を受理した月の翌々月まで
自宅外通学者	60万円		

※自宅外通学者…進学に伴い、新たに賃貸借住宅や学生寮等に居住する者。

3 給付を受けるには申請が必要です

給付申請書をホームページから取得し、下記書類を添付のうえ当室あて郵送等により申請してください。なお、添付書類の詳細については、必ず申請書裏面を御確認ください。

No.	添付書類
1	申請者名義の振込先口座を確認する書類
2	高等学校等を卒業したことを証明する書類
3	大学等に入学したことを証明する書類
4	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類（父母等全員分）
5	被災事由を証明する書類
6	自宅外に居住していることを証明する書類【自宅外通学者のみ】

令和6年度にいわての学び希望基金「教科書購入費等給付金」を受給された方へ

- ・No.2、4、5の添付書類は省略できる場合があります。（申請書裏面を参照）
- ・なるべく上記給付金の振込口座と同じ口座を指定するようお願いいたします。（但し申請者名義である場合に限り）

4 申請・お問合せ先

岩手県教育委員会事務局 教育企画室 総務担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 電話：019-629-6108

県HP：<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/koho/1006260/1006265.html>

インターネットで と検索または右記二次元バーコードからもアクセスできます。

